

郡上市総合スポーツセンター指定管理者募集要項

郡上市教育委員会

【公募の趣旨】

郡上市総合スポーツセンターは、市民の心身の健全な発達を促進し、明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に、“健康”“文化”“交流”をキーワードとする総合的な健康増進の拠点施設として、平成13年5月に開設されました。本施設は、1階に年間を通じて利用できる室内温水プール、トレーニングマシンを揃えたトレーニングルーム、各種プログラムに対応可能なエクササイズスタジオを、2階には樹齢数百年の天然檜丸太材を主要構造部に用いたアリーナ、柔道場、剣道場を備えており、年間約11万人（令和2年度～令和6年度の5か年平均）の方々に利用されてきました。また、平成16年には厚生労働大臣認定の「健康増進施設」、翌17年には「指定運動療法施設」の認定を受けるなど、専門的な健康支援拠点としての役割も果たしてきました。郡上市では、この施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、平成18年4月より「郡上市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」に基づき、指定管理者制度を導入。令和8年3月末で第4期の運営が終了予定です。これまでの各期において、指定管理者のもとで適正な施設管理と市民サービスの充実が図られ、さまざまな事業が展開されてきました。

そして2025年（令和7年）現在、少子高齢化や子どもの体力・運動能力の低下が一層深刻化し、地域課題が複雑・多様化する中で、施設の果たす役割はますます重要性を増しています。次期（第5期）では、スポーツ振興課、健康福祉部健康課、高齢福祉課、郡上市総合スポーツセンターの連携により、引き続き健康増進、介護予防、地域福祉の推進に取り組むとともに、郡上市スポーツコミッションとの連携強化、小学校での授業を通じたプール活用の継続と促進といった新たな展開にも力を入れていきます。

こうした取り組みを持続的に推進し、本センターが「健康」「文化」「交流」「スポーツ振興」の中核拠点として安定的に機能し続けるためには、柔軟で質の高い運営体制が求められます。そこで、民間事業者等が有する専門的な知見やノウハウ、創意工夫を積極的に取り入れながら、市民サービスのさらなる向上と運営コストの削減を図るため、今年度も引き続き指定管理者の公募を実施いたします。地域の未来を支える持続可能な施設運営に向けて、皆様からの意欲あふれる、実効性あるご提案を心よりお待ちしております。

【施設の概要】

1. 名 称 郡上市総合スポーツセンター
2. 所 在 地 〒501-4204 郡上市八幡町旭 1130-1
3. 建物概要 敷地面積 11519.15 m²、建築面積 4288.71 m²、延べ面積 6284.86 m²
4. 施設概要 1階 温水プール（6コース）・トレーニングルーム・エクササイズスタジオ・セミナールーム（会議室）

2階 体育館（アリーナ・剣道場・柔道場）

屋外駐車場 約 100 台

【指定管理者が行う管理の基準】

郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年郡上市条例第 96 号。以下「条例」という。）及び郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 16 年郡上市教育委員会規則第 36 号。以下「規則」という。）の規定によるものの他、郡上市教育委員会が指示する管理の基準に従って、郡上市総合スポーツセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営を行わなければならない。

【指定管理者が行う業務の範囲】

1. 条例及び規則に基づく、使用の許可及びその取り消し並びにその他センターの利用に関すること。
 2. 条例及び規則に基づく、使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
 3. センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 4. 条例第 1 条及び郡上市教育方針を受けた各種学習プログラム（スイミングスクール等の開設及び施設利用の促進や体力づくりにつながる各業）の企画実施に関すること。
 5. 健康増進施設、指定運動療法施設としての具体的な提案をあげること。
 6. 今後の郡上市の人口動態を鑑みた施策の提案に関すること。
 7. 施設管理を中長期間管理するための提案に関すること。
 8. トレーニングジムのマシンの具体的な提案に関すること。
 9. あらゆる感染症の拡大防止対策を含む感染症対策に関すること。
 10. その他、センターの管理運営及び利用者サービスに必要な業務
- 以下、別添「郡上市総合スポーツセンター指定管理者仕様書」のとおりとする。

【指定期間】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

【利用料金制度】

利用料金制度を適用する。

【指定管理に関する経費】

①指定管理料について

指定管理料を算定し、様式 3 号 郡上市総合スポーツセンターの管理運営に関する収支予算書へ記載してください。

②指定管理料・利用料金の精算

当初収支計画の指定管理料・利用料金の精算（取扱い）については、下記のとおりです。

- ・経費の削減などにより生み出された剰余金については、原則として返還を求めません。
- ・利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填

は行ないません。

- ・利用料金等収入の増加により基準収入額（当該施設の過去3年間の利用料金の平均収入額）を超えた場合は、50%を基準として市に納入していただきます。この精算は、翌年度、年度報告書が提出された後、行なうこととします。

③管理口座・区分経理

- ・指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

【申請の資格】

1. センターを指定期間中、安全かつ適正に、また効率的に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人は除くものとする。
2. 法人等は、公募時に岐阜県に主たる事務所（本店機能）を有すること。
3. 法人等は、公募時に郡上市内に営業所もしくは支店を有すること。
4. 健康増進施設及び指定運動療法施設の管理運営をした実績が5年以上あること。
5. 団体の場合は、団体構成員の90%以上が郡上市の住民であることとし、適切な名称及び代表者を有するものであること。
6. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
7. 郡上市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成16年告示第139号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
8. 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
9. 郡上市税について滞納がないものであること。
10. 施設の視察及び説明会に出席すること。

※上記3に関しては、本公募開始時に登記がされていること。また、複数の団体による共同体により応募する際も、構成する全ての企業が条件を満たしていること。

【指定管理者の公募及び選定スケジュール】

①申請要項及び仕様書の配布

期 間：令和7年10月1日（水）から令和7年10月14日（火）

入手方法：①郡上市八幡町島谷 207-1 郡上市総合文化センター3階

郡上市教育委員会事務局 スポーツ振興課 にてお渡しします。

※ただし、平日の午前9時から午後5時までの間

②郡上市ホームページからダウンロードできます。

②施設の視察及び説明会の開催

センターの視察及び申請方法、提出書類などについての説明会を次のとおり開催します。指定管理者への応募には、この説明会への出席が必須となりますので、申請を予定・検討している法人等は必ず参加ください。

参加を希望される方は、令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時までに所定の申込用紙にて F A X または E メールでお申し込みください。

なお、申請をする場合は、申請の資格を満たしている必要があります。

- ・開催日時：令和 7 年 10 月 16 日（木） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分
- ・開催場所：郡上市総合スポーツセンター
- ・参加人数：一法人等につき 2 名まで
- ・申 込 先：郡上市八幡町島谷 207-1 郡上市総合文化センター3 階
郡上市教育委員会事務局 スポーツ振興課
F A X 0575-66-2130 メールアドレス sports@city.gujo.lg.jp

③申請要項に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問は、次の期間のみ受け付けます。

- ・受付期間：令和 7 年 10 月 16 日（木）～10 月 21 日（火）
- ・受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
- ・受付方法：所定の質問用紙にて、次のメールアドレスに送信してください。（これ以外の方法は、受け付けをいたしかねますのでご了承ください）。
メールアドレス：sports@city.gujo.lg.jp

④申請要項の内容等に関する質問の回答

質問に関する回答は、令和 7 年 10 月 23 日（木）までに返信いたします。

⑤申請書類の受付

- ・受付期間：令和 7 年 10 月 16 日（木）～令和 7 年 10 月 28 日（火）
- ・受付時間：持参の場合、平日の午前 9 時から午後 5 時まで
郵送の場合、令和 7 年 10 月 28 日（火）必着
- ・提出場所：〒501-4222 郡上市八幡町島谷 207-1 郡上市総合文化センター3 階
郡上市教育委員会事務局 スポーツ振興課
- ・提出方法：提出先へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）するものとする。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送による提出は受け付けない。
- ・提出部数：10 部（正本 1 部 副本 9 部）副本についてはコピー可。

⑥選定方法及び結果通知

- ・第１次審査：書類審査により優先候補団体を選定する。
- ・第２次審査：優先候補団体を面接審査し、候補団体を決定する。
- ・選定結果は、申請者それぞれに郵送にて通知する。
- ・選定委員会は、令和７年１１月中に実施予定。

<選定の基準>

- １．施設設置の目的が達成できること。
- ２．事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- ３．事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ４．事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

⑦候補団体との協定締結

選定委員会において候補者・候補団体が決定したならば、速やかに候補者・候補団体と管理運営業務の細目協議を行い、「仮協定」を締結する。市議会の議決を得た後、指定管理者に指定し「協定」を締結する。

【申請関係書類】

法人等であって、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、申請書の受付期間内に教育委員会に提出すること。

- １．指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書（様式第２号）及び収支予算書（様式第３号）
- ２．法人等の現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- ３．法人等の前事業年度の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- ４．法人等の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ５．法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- ６．法人にあっては、当該法人登記簿謄本
- ７．その他教育委員会が指示する書類

※１ 申請者において様式第２号及び様式第３号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

※２ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の３箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること（複写機による写しは可とする）。

※３ 職員の確認をするため社会保険加入届の控又は確認通知書、源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。

【記載事項に変更があった場合】

提案書等の記載事項に変更があった場合には、提案等記載事項変更届（任意様式）により遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて届けること。

申請される方は、必ず、この申請要項をご覧ください、詳細をご確認いただきますようお願いいたします。

申 請 書

郡上市長（郡上市教育委員会） 様

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先（電話）

郡上市公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

郡上市（総合スポーツセンター）

添付書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）
- 2 現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- 3 前事業年度の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- 4 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- 5 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- 6 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 7 その他市長（教育委員会）が指示する書類

事業計画書

年 月 日

郡上市（総合スポーツセンター）			
団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

現在管理運営している類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

内 容 (別紙可)

【管理運営方針】

【業務の安全成績】（過去５年間）

事故発生件数	死 亡	重 傷	軽 傷	左記に対する原因と善後策
(件)	(人)	(人)	(人)	

【安全面に関する方策】

【福祉政策に関する取組状況】

- 1 障がい者の雇用の有無（ 人雇用、雇用していない）・・・いずれかを記入

【施設管理について】

- 1 職員配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）

- 2 職員の研修計画

【施設運営について】

1 年間の事業実施計画（「事業実施計画」については別紙に記入のこと）

※ここでいう事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

2 サービス向上のための方策

3 利用者等の要望の把握及び実現策

4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

1 防犯、防災の対応

2 その他、緊急時の対応

※その他

特記すべき事項があれば記入してください。

事業実施計画書（ 年度）

※ここでの事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

様式第 3 号

郡上市総合スポーツセンターの管理運営に関する収支予算書（ 年度）

（単位：千円）

		金 額	内 訳	備 考
項 目	指定管理料			
	利用料金			
	その他			
収入合計（A）				
項 目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
支出合計（B）				
収支（A）－（B）				

※ 1 1 年間（12 ヶ月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

※ 2 年度毎に作成してください。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば 1 枚の提出で可。）

事業実施予算書(年度)

団 体 名 _____

単位：千円

事業名	事業実施予算						
	募集人数	収支①－②	収 入		支出・・・②		
	一人当たり参加費		指定管理料	参加費①	講師謝礼金	材料費等	その他
計							

※ ここでいう事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。